別添２

ガバメントクラウド接続回線利用契約書（案）
（長期継続契約）

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□（以下「受注者」という。）とは、次の条項によりガバメントクラウド接続回線（以下、「回線」という）の利用に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、受注者が回線を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（利用期間）

第２条　利用期間は、令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までとする。

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

（仕様）

第３条　契約業務の内容は仕様書のとおりとし、受注者は、前条の履行期間内において、仕様書に基づき業務を処理しなければならない。

２　受注者は、本業務の処理について、（別紙１）ガバメントクラウド接続回線利用仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（利用料）

第４条　この契約に係る利用料は、月額金□□□□円（消費税及び地方消費税額□□□□円）とする。利用開始に必要な作業は、金□□□□円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額□□□□円）とする。（契約期間全体の執行予定額は、金□□□□円）

（利用料の支払）

第５条　利用料は、毎月払いとし、受注者は、毎月１０日までに前月分の利用料の支払を発注者に請求するものとする。ただし、初回支払時は利用開始に必要な作業分を合算して支払うものとする。

２　発注者は、受注者から利用料の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に利用料を受注者に支払わなければならない。

３　発注者の責めに帰すべき理由により利用料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅延日数に応じて、年３．０パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が１００円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、奈良市契約規則第２３条第２項第３号の規定により免除する。

（機器の搬入出等）

第７条　機器搬入時の荷造り、運送、据付工事及び現地調整に要する費用は、受注者負担とする。

（保守）

第８条　受注者は、定期的に点検調整を行い、正常な状態で使用できるように保守しなければならない。

２　受注者は、障害が発生した場合は、発注者の請求により、速やかに修理し、正常な状態に回復させなければならない。

（調査等）

第９条　発注者は、この契約に基づく保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

（所有権）

第１０条　機器の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

２　発注者は、機器が受注者の所有であることを示す表示等を損傷する等、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

３　受注者は、発注者が故意又は過失によって機器をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第１３条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

４　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第１１条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（機器の返還）

第１２条　第２条、第１６条又は第１７条までの規定によりこの契約が終了した場合は、発注者は、機器を速やかに受注者に返還しなければならない。また、本市と協議のうえ、受注者の負担により速やかに物品を撤去すること。

（保険）

第１３条　受注者は、機器に受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第１４条　受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

２　受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

３　受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第１５条　受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三

者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

（１）正当な理由がなく、この契約による債務を履行しないとき。

（２）この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として利用料の総額から完了部分の額を控除した金額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア　公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 64 条第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ　公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（２）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（４）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（６）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（７）この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第２号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（８）受注者が、第２号から第６号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器､資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（９）受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。

(15) 第１０号から第１３号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。

２　受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

（１）この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。

（２）この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。

３　前条第２項及び第３項の規定は、前２項の解除の場合に準用する。

４　受注者は、第１項第１号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

５　前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
６　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第１項第１１号及び第１２号に該当するものとみなす。
（１）受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された破産管財人
（２）受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合　同法の規定により選任された管財人
（３）受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合　同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１８条　第１６条第１項各号又は前条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第１９条　受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額等による契約の変更等）

第２１条　発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。
３　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２２条　この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（特記事項）

第２３条　本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

（協議）

第２４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
奈良市長　　仲　川　元　庸

受注者　　（住所又は所在地）
（商号又は名称、法人の場合は法人名）
（氏名、法人の場合は代表者の氏名）

別記（契約第１４条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第１条　受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３条　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第１号）により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第２号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第４条　受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書(様式第３号)により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

３　受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第５条　受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第６条　受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第７条　受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第４号）により発注者に申請しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第５号）により再委託を承認するものとする。

4　受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5　受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

⑴　再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

⑵　再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6　受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7　前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第９条　受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

⑵　個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。

⑶　発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

⑷　個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

⑸　事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

⑹　個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

⑺　個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

⑻　作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。

⑼　業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第１０条　受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第１１条　受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第６号）を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第１２条　受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

２　受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

３　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第７号）により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第１３条　受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

２　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査等）

第１４条　発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書（様式第８号）を提出しなければならない。

２　受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第１号（第３条関係）

作業責任者等報告書

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）　所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代　表　者　名
連　　絡　　先　　（　　）

以下のとおり報告します。

業　務　名			
契約年月日	年　　月　　日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第２号（第３条関係）

作業責任者等変更報告書

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業　務　名				
契約年月日	年　　月　　日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
（変更前） 作業責任者				年　　月　　日
（変更後） 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
追加となる 作業従事者				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第３号（第４条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
所在地　：（所在住所）	
名称　　：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）	
作業内容：（当該作業場所で行う作業の詳細）	

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

＜変更後の内容＞　　変更年月日　　年　　月　　日

所在地　：（所在住所）
名称　　：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容：（当該作業場所で行う作業の詳細）

変更する事項のみについて記入すること。

様式第４号（第７条関係）

再委託承認申請書

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）　所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
再委託先名	所在地（住所） 名称（商号） 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）

様式第５号（第７条関係）

（記　号）　第　　号
年　　月　　日

再委託承認書

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代　表　者　名
連　　絡　　先

奈　良　市　長

（公 印 省 略）

年　　月　　日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

様式第６号（第１１条関係）

個人情報預り証

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

次のとおり個人情報を預かりました。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
記録媒体種類	□ 紙 □ ＵＳＢメモリ □ 外付けハードディスク □ ＣＤ／ＤＶＤ □ その他（　　）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名）　　（受領日）　年　月　日
預り期間（予定）	年　月　日 から　　年　月　日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。
返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年　月　日	受領者	

様式第７号（第１２条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年　　月　　日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

１　専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。

２　物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。

３　消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第８号（第１５条関係）

漏えい等の事故報告書

年　　月　　日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名 称 （ 商 号 ）
代 表 者 名
連　　絡　　先　　（　　）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業　務　名	
契約年月日	年　　月　　日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告：　　年　月　日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び発覚に至る経緯を必ず記載すること。）	発覚日：　　年　月　日　　発生日：　　年　月　日
③発生事実	□紛失　□漏えい　□改ざん　□破損　□その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（　　）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合は、その内容）	

⑧公表（予定）	【事案の公表】 □　あり（予定も含む。）　公表（予定）　　年　　月　　日 □　なし　　□　未定 【公表方法（事案の公表において「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載すること。）】 □　ＨＰに掲載　　□　記者会見 □　記者クラブ等への資料配布 □　その他（　　）
⑨本人への対応等 （連絡の有無及び対応内容を必ず記載すること。）	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に**下線**を引くこと。